



大野市

いじめ防止基本方針(改定案)

平成26年7月

(平成31年4月改定)

(令和4年4月改定)

(令和7年〇月改定)

大野市・大野市教育委員会

大野市教育理念

明倫の心を重んじ 育てよう 大野人

おおのびと

人としての生きる道を明らかにし、進取の気象を育てた明倫の心は、いつの時代においても変わらない大野の学びの原点です。

私たちは、この心を大切にして、優しく、賢く、たくましい大野人になるため、学び、育てることに努めていきます。

平成21年3月 大野市教育委員会

明倫（めいりん）とは

大野藩第7代藩主土井利忠（1811～1868年）は、藩の政治や経済の建て直しには、新しい知識を学んだ人材が必要であるという考えに基づき、弘化元年（1844年）に藩校「明倫館」を開設しました。

明倫館の「明倫」という言葉は、「皆人倫を明らかにする所以なり」に由来し、人の生きる道を明らかにすること、すなわち、人として守り、行うべき道を明らかにすることを指しています。

明倫館は、当時としては珍しく、武士の子弟に限らず、広く一般家庭の子どもたちにも門戸を開いて学ばせていました。そして、ここで育った人材は、大野藩の商業や鉱業などを盛んにし、藩財政の再建に大きく貢献したと言われています。私たちは、この史実に基づいて、大野の教育の全てを貫く普遍の理念を「明倫」と定めます。

目 次

第Ⅰ いじめの防止等の対策の基本的な考え	・ ・ ・ ・	1 頁
1. 基本的理念	・ ・ ・ ・	1 頁
2. いじめの定義	・ ・ ・ ・	2 頁
3. いじめの防止等に関する基本的な考え方	・ ・ ・ ・	2 頁
(1) 大野市教育理念に基づく教育の推進	・ ・ ・ ・	2 頁
(2) いじめの未然防止	・ ・ ・ ・	2 頁
(3) いじめの早期発見	・ ・ ・ ・	2 頁
(4) いじめの事案対処	・ ・ ・ ・	2 頁
(5) いじめの解消	・ ・ ・ ・	3 頁
(6) 地域や家庭との連携	・ ・ ・ ・	3 頁
(7) 関係機関との連携	・ ・ ・ ・	3 頁
第Ⅱ いじめの防止等の対策	・ ・ ・ ・	3 頁
1. 教育委員会が実施する施策	・ ・ ・ ・	3 頁
(1) いじめの防止等のための組織の設置	・ ・ ・ ・	3 頁
(2) 教育委員会が実施する具体的施策	・ ・ ・ ・	4 頁
2. 学校が実施すべき施策	・ ・ ・ ・	6 頁
(1) 学校基本方針の策定	・ ・ ・ ・	6 頁
(2) 「いじめ対策委員会」の設置	・ ・ ・ ・	6 頁
(3) いじめに対する措置	・ ・ ・ ・	6 頁
3. 保護者、地域、事業所等の役割	・ ・ ・ ・	8 頁
(1) 保護者等の役割	・ ・ ・ ・	8 頁
(2) 地域及び青少年健全育成関係団体の役割	・ ・ ・ ・	9 頁

（３）事業所等の役割	．．．．	９ 頁
４．重大事態への対処	．．．．	９ 頁
（１）重大事態の発生	．．．．	９ 頁
（２）調査及び報告	．．．．	10 頁
（３）再調査	．．．．	11 頁
（４）再調査の結果を踏まえた措置	．．．．	11 頁
（５）市民への公表	．．．．	11 頁
５．取組の評価及び検証	．．．．	11 頁
（１）教育委員会活動状況等の報告及び公表	．．．．	11 頁
（２）学校評価と教員評価	．．．．	12 頁

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

本大野市いじめ防止基本方針（以下「市の基本方針」という。）は、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条に基づき、大野市、大野市教育委員会がいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見・事案対処をいう。以下同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するために策定します。

第Ⅰ いじめの防止等の対策の基本的な考え

1. 基本的理念

いじめの防止等の対策は、次の理念をもとに策定します。

- （1）児童生徒一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会の実現のため、自分自身を大切にしたり、他者を思いやり互いに助け合ったりする「明倫の心」を核とした心の教育を推進します。
- （2）全ての児童生徒に「自信」を育む教育を推進します。いじめは、他者からその「自信」を奪う行為ととらえ、未然防止に全力を注ぎます。自分に自信がある者は他者を傷つけるような行為には及びません。また、自分が「みんなから認められている」「大切にされている」と感じられれば、自然と他者にも優しくなれます。日々の授業を中心として、できる、分かる、大切にされている、認められている等、小さな自己実現を日々積み重ねさせることにより、心の安定と成長を図ります。
- （3）未然防止には、安定した人間関係のある支持的な集団づくりが欠かせません。居場所づくりと絆づくりを意図的に行い、安心して通える学校づくりを目指します。
- （4）いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることを認識し、誰もが、いじめる側、いじめられる側、傍観者になり得ることを念頭に、児童生徒が安心して学校生活を送り、学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめの根絶に向けて取り組みます。
- （5）全ての児童生徒が、いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することのないよう取り組みます。

- (6) いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市・教育委員会・学校・地域住民・家庭その他の関係者の「結の心」を生かし、いじめの問題を克服することを目指します。

2. いじめの定義

いじめとは、学校に在籍する児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行います。

3. いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 大野市教育理念に基づく教育の推進

本市の教育理念「明倫の心を重んじ 育てよう 大野人」で、明倫とは、人として守り、行ふべき道を明らかにすることを指しています。

全ての市民が「明倫の心」を大切にして、優しく、賢く、たくましい大野人になるため、学び、育てることに努めます。

(2) いじめの未然防止

- ① 全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌を構築します。
- ② 全ての児童生徒が、目標に向かってやり抜くたくましい心、生命や人権を大切にする態度を身につけ、生きることの素晴らしさや喜びを感じられる学校づくりに取り組みます。

(3) いじめの早期発見

- ① アンケート調査や教育相談の実施、電話相談・メール相談の周知、結の故郷教育相談員の配置等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を充実します。
- ② いじめの傍観者の存在にも注意を払い、周囲の子ども達がいじめを止めたり、大人に知らせたり、いじめを許容しない雰囲気形成に取り組めます。
- ③ 児童生徒が発するサインを見逃さないよう、全ての大人が連携し、日ごろから児童生徒の些細な変化に気付く力を高めます。

(4) いじめの事案対処

- ① 学校長からいじめの報告を受けた場合は、直ちに、学校に対し必要な支援を行うとともに、必要な措置を講ずることを指示します。
- ② いじめに関する相談を受けた場合は、被害児童生徒が在籍する学校長に迅速な対応を求めるとともに、必要に応じて、警察や児童相談所など関係機関と連携して適切な措置をとります。

(5) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(6) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒の健やかな成長を見守り、より多くの大人が悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に「結の心」を発揮できる体制を構築します。

(7) 関係機関との連携

教育委員会や学校は、いじめ防止の効果を上げるために、平素から警察や児

童相談所など関係機関と連携し、情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を強化します。

第Ⅱ いじめの防止等の対策

1. 教育委員会が実施する施策

(1) いじめの防止等のための組織の設置

① 大野市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置します。

ア いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、警察、児童相談所、その他の関係者により構成する「協議会」を設置します。

イ 協議会は、県の「いじめ問題対策連絡協議会」と連携します。

ウ 協議会は、市の基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策を協議します。

エ 協議会は、インターネットを通じて行われるいじめへの対策についても協議します。

~~オ 協議会は、重大事態への対処及び重大事態の発生防止のため、教育委員会学校の調査結果について、学校や教育委員会と連携して第三者として再調査調査を行う附属機関の機能を有し、再調査調査を行った場合、その調査結果を市長及び市議会に報告します。~~

② 協議会に専門部会を設置します。

ア 専門部会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの調査や審議を行います。

イ 専門部会は、学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図り、学校や教育委員会が自ら調査を行う必要がある場合においては、調査に協力します。

(2) 教育委員会が実施する具体的施策

いじめの未然防止には、全ての児童生徒が安心できる居場所づくりや絆づくりの場となる学校づくりに取り組む必要があります。教育委員会は、教育理念に基づき、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた児童生徒の育成に取り組めます。

また、ふるさとに関わる学習や地域参加活動を通して、児童生徒の自己有用感や充実感を高め、ふるさと意識の高揚と人間関係力の向上に努めます。

① 「優しく 賢く たくましい大野っ子」を育てる教育の推進

ア 児童生徒を対象に行う意識調査を活用しながら、すべての子ども達に自尊感情を育む安心して通える学校づくりを推進します。

イ ふるさとへの誇りと愛着を育む活動を通して、児童生徒の自己有用感や連帯感を高めます。

ウ 道徳資料「大野の宝 先人に学ぶ」を活用して郷土愛を醸成するとともに、道徳教育の充実を図ります。

エ 感謝や命を慈しむ心を育むとともに、**キャリア教育ライフデザイン教育※**の充実を図ります。

※キャリア教育とは、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育のこと。ライフデザイン教育とは自分の将来や生き方を考える機会を提供し、子どもたちが将来の夢や目標を描き、それに向かって挑戦する姿勢や力を育む教育のこと。

オ 人権教育の充実により、互いの人格を尊重し合える態度を育みます。

カ 学力向上、不登校未然防止等に向けた取組を推進します。

キ 校区の地域性を生かして、郷土に関する学習、自然に関わりをもつ農業体験活動や食育を推奨します。

ク 「大野っ子育成の集い」の開催、自主研究サークルの育成等を通して教職員個々の指導力と学校の組織力の向上のための取組を支援します。

② いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の充実

ア 学校に配置している結の故郷教育相談員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、臨床心理士と連携して、学校・家庭に派遣する体制を強化します。

イ 教育委員会と青少年教育センターを相談窓口として、関係機関との情報共有に努めます。

③ 「結の故郷子どもいじめ防止5か条」の活用

児童生徒、保護者、教職員を対象としたいじめ防止5か条を活用し、いじめの

防止意識の醸成を図ります。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制の整備

ア 「ふくいスマートルール※」をもとに、各校独自のルールを設定したり、家庭内におけるインターネット利用に関するルールづくりを働きかけたりして、インターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努めます。

※「ふくいスマートルール」とは、インターネットを利用した通信による、いじめや依存症などの生活習慣の乱れの未然防止のための、利用時間や利用方法等に関する県の指針のこと

イ 学校における情報モラル教育を充実します。

ウ 青少年教育センターにおいて、インターネット上の人権侵害情報等に関する相談を受付けます。

エ 警察、法務局、その他関係機関と連携して、インターネット上の情報削除等に対応します。

⑤ いじめの防止等に関する広報その他啓発活動

ア 青少年教育センターの相談窓口やいじめ・なやみメール相談を周知徹底するなどして、児童生徒や保護者が、相談しやすい環境づくりに努めます。

イ 学校へいじめに関する対処マニュアルと情報モラル教育に関する資料などを提供します。

⑥ いじめに関わった児童生徒及びその保護者への支援・指導・措置

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者を支援します。

イ いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者に対して助言します。

ウ いじめを行った児童生徒の保護者に対して出席停止を命ずるなどの措置を講じます。

⑦ 家庭・地域・関係機関との連携

ア 青少年問題協議会、児童生徒問題行動地域対策会議において関係機関と情報を共有し、連携します。

イ 大野市生徒指導主事会において学校相互間の連絡協力体制を構築します。

ウ 福井県学校・警察連携制度に基づき警察との情報共有を推進します。

エ 中学校区研究会において幼小中高の連携を推進し、校種間接続を円滑に進め、18年をつなげて大野人を育てる取り組みを推進します。

オ PTA、家庭・地域・学校協議会において、学校と家庭・地域との連携・協

働を進めます。

⑧ いじめの防止等の取組の点検・検証等

ア 各学校のいじめの防止等の対策の実施状況を把握し、検証します。

イ 学校のいじめの防止等の取組状況の事例を収集、研究し、各学校に指導・助言します。

ウ 各学校のいじめの概要や対応を市内小中学校で共有し、未然防止や早期発見、事案対処に生かします。

エ 年度末の学校評価において、いじめへの組織的な取組に対する指導・助言を行い、学校運営の改善を支援します。

オ 教職員に対するいじめの防止等に関する研修会を実施し、教職員の資質の向上を図ります。

⑨ 重大事態への対処（４．重大事態への対処 参照）

２．学校が実施すべき施策

（１）学校基本方針の策定

学校は、福井県・市の基本方針を参考にして、各学校におけるいじめの防止等の取組について、基本的な方向や、具体的な内容等を学校基本方針として定めます。

① 基本方針の内容等

「優しく 賢く たくましい大野っ子」を育てる教育の推進、いじめの未然防止・早期発見・事案対処など、いじめの防止全体に対する具体的な行動計画として策定します。

② 基本方針の策定方法等

ア 事前に資料収集や取組内容の洗い出しなど、いじめに関する実態把握を行います。

イ 中学校区内の学校、児童生徒、保護者や地域の方々など、検討段階からこれらの意見を集約し、反映に努めます。

ウ 策定した学校基本方針を、学校のホームページなどで公開します。

(2) 「いじめ対策委員会」の設置

学校におけるいじめの防止、早期発見及び対処に関する措置を実効的に行うため、中核となる常設の組織「いじめ対策委員会」を設置します。

① 組織構成の考え方

いじめ対策委員会は、学校長、教頭など複数の教職員で組織し、必要に応じて保護者、心理や福祉の専門家、警察官経験者など、学校の実情に応じた柔軟な構成とします。

② 組織が担う役割

ア 学校基本方針に基づく年間計画の作成や取組の実施・検証などいじめ防止の中核としての役割を果たします。

イ いじめの相談や通報の窓口となり、児童生徒の問題行動などに係る他の窓口からの情報の収集と管理を行います。

ウ いじめ（疑いも含む）に係る事実確認、保護者や関係機関との連携等を行います。

(3) いじめに対する措置

道徳教育や人権教育、読書活動、体験活動、児童生徒の主体的活動など「優しく 賢く たくましい大野っ子」を育てる教育を通して、互いを思いやり助け合う心や、目標に向かってやり抜くたくましい心、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜びについて適切に指導します。

また、いじめが発生した場合、教育委員会と連携して対処に当たり、いじめの早期解消・克服に努めます。

① いじめの未然防止

ア 全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めるため、「安心して通える学校づくり」と「結の心」をキーワードとして授業づくりや集団づくりを行います。

イ 学校は、以下の児童生徒を含め、特に配慮が必要な児童生徒について、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
- ・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・東日本大震災災害などにより、被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

ウ 幼小接続を推進する中で、発達段階に応じて、幼児期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促します。

② いじめの早期発見

ア 実態の把握

児童生徒の表面に現れにくい変容を把握するため定期的なアンケート調査を実施し、いじめの実態把握に努めます。

イ 相談体制の整備

計画的な教育相談の実施や、家庭との連携を強化し、児童生徒、保護者がいじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

ウ いじめの発見にかかる教職員の連携

児童生徒の見守り活動や教職員相互の信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう日々、情報を共有し合い、連携を図ります。

エ いじめの広い認知

いじめの定義をもとにして、広くいじめを認知します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

オ 教職員等の資質向上

教職員は自ら児童生徒に対して、子どもの尊厳を傷つける言葉や行為がなかったか振り返ります。

また、平素より、いじめを把握した場合の対処のあり方について研究を深め、いじめの防止等に係る研修会に進んで参加し、資質向上に努めます。

③ いじめの事案対処

ア いじめの訴えがあった場合やいじめの兆候を発見した場合には、いじめられた児童生徒の立場に立って適切な措置をとるとともに、特定の教職員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的な対応につなげます。

イ 学校は、いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の心のケアと併せて安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導します。

ウ 指導の一貫性

学校長の強いリーダーシップのもと、教職員全員の共通理解と、関係機関・専門機関と連携の上、いじめ対策委員会において、対応策を検討、決定し、被害児童生徒、加害児童生徒、傍観児童生徒に対して、人格の成長を第一義として、毅然とした態度で指導を行います。

エ 「いじめ対応サポート班」による組織対応

いじめが発生した場合、**チームによる迅速かつ充実した組織的対応の実施のため、また**特定の教職員で抱え込まないために、速やかに「いじめ対応サポート班」を組織して対応します。

オ 児童生徒の生命、身体に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに教育委員会、警察に通報し、適切に援助を求めます。

カ 不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図り、丁寧に対応します。

キ いじめに係る行為が止んだ後やいじめの解消後においても、児童生徒、保護者等を継続的に見守り、指導・助言を行います。

ク いじめの実態と対応について、速やかに、教育委員会へ報告します。

④ 保護者、地域との連携

ア 学校は「開かれた学校」として、日ごろから、いじめの防止等に関する対処方針や年間指導計画などの情報を積極的に公表し、保護者、地域等の理解や協力を求めます。

イ 放課後こども教室や放課後児童クラブ、スポーツ少年団等と子どもの状況に関する情報を共有するなど、学校が主体となって、家庭や地域と組織的に連携する体制を構築します。

3. 保護者、地域、事業所等の役割

(1) 保護者等の役割

- ① 保護者は、保護する児童生徒の教育について第一義的責任を有するものであって、当該児童生徒がいじめを行うことのないよう、常に規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努め、また、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合は、適切にいじめから保護します。
- ② 保護者は、このいじめ防止基本方針の策定の趣旨を理解し、いじめの防止等に協力します。
- ③ 保護者は、保護する児童生徒の日頃の生活状態を注視し、いじめの兆候などの発見・把握に努めます。
- ④ 保護者は、児童生徒(保護する児童生徒を含む)がいじめを受けている場合やいじめを行っている場合等を発見又は察知したときは、事情等を聞き取ることに努め、遅滞なく学校や教育委員会、青少年教育センターに報告します。
- ⑤ 保護者は、保護する児童生徒がいじめを行っていることを発見した場合は、その責任の範囲内において説諭、注意等を行います。
- ⑥ 保護者は、保護する児童生徒がインターネット等の情報機器を家庭内で頻繁に使用している場合は、いじめ等に使用していないかの確認を行い、その使用がいじめにつながっていることを発見・把握したときは、注意又は使用の制限等を行います。
- ⑦ 保護者は、いじめが発見された場合は、学校、教育委員会と連携していじめの解消に努めます。

(2) 地域及び青少年健全育成関係団体の役割

- ① 地域及び青少年健全育成関係団体(以下「地域等」という。)は、本市の「結の心」を重んじ、いじめの防止等に協力します。
- ② 地域等は、それぞれの総会・会議等において、いじめ防止対策の普及啓発に努めます。
- ③ 地域等は、それぞれの活動において、いじめ防止に対する活動を積極的に行

います。

- ④ 地域等は、学校外でいじめを発見したときは、傍観者にならず、いじめを止める声かけなどを行い、直ちに学校や教育委員会、青少年教育センターに連絡するなど、いじめ防止のネットワークづくりに協力します。

(3) 事業所等の役割

- ① 事業所等は、この基本方針に賛同し、従業員に対していじめの通報や、家庭での取り組みを啓発します。
- ② 事業所等は、いじめの情報提供やその防止に関するポスターの掲示やチラシ類の設置に協力します。

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生につながる疑いの発生と重大事態の判断

教育委員会は、学校から次に掲げる「いじめが原因の「重大事態につながる疑いの発生」の報告又は申し立てがあった場合は、当該学校と連携し、事実関係を明確にするため、質問表の使用その他適切な方法により、速やかに調査を行います。また、調査による事実関係等その他必要な情報を、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、適宜適切に提供します。重大事態の判断は、調査の結果を踏まえて、大野市いじめ問題対策連絡協議会の専門部会や県教育委員会、関係機関と連携のうえ、教育委員会と当該学校で協議を行い、判断します。

いじめが原因の重大事態につながる疑い

- ① 児童生徒が、自殺を企図した場合
- ② 児童生徒が、身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 児童生徒が、金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 児童生徒が、精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 児童生徒が、一定期間、連続して欠席した場合

(不登校重大事態は年間概ね30日以上欠席した場合を目安としますが、その前に教育委員会と相談し、丁寧に対応します。)

ただし、連続して欠席した場合は、概ね10日以上とします。

(2) 調査及び報告

① 重大事態の協力依頼及び報告

教育委員会は学校との協議の結果、重大事態の報告又は申し立てがあった判断を行った場合は、速やかに市長、~~市議会~~、~~県教育委員会~~、~~市教育委員~~へ報告するとともに、当該重大事態が児童生徒の生命、身体又は財産に関わるものや学校だけでは対処が難しいと判断したときは、直ちに警察に通報し協力を要請することとします。

② 調査を行うための組織

調査主体は教育委員会が重大事態の経緯や特性に応じて、次のような体制の中から適切な調査組織を設置します。

~~(1)~~ 【教育委員会が調査主体となる組織】

ア 第三者・教育委員会方式

教育委員会の職員のほか、必要に応じて第三者となる専門家が参加した組織。

イ 第三者委員会方式

全ての調査委員が第三者で構成された組織。事務局は教育委員会の職員が担います。

教育委員会は、~~重大事態発生時においては迅速な対応が必要となることから、~~を可能とするため、大野市いじめ問題調査委員会設置要綱の規定に基づき、第三者（弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門的知識と経験を有する者）で構成する、大野市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を常時設置します。

~~(2)~~ 【学校が調査主体となる組織】

ア 各学校に設置されている学校いじめ対策組織の職員のほか、必要に応じて第三者となる専門家が参加した組織。

③ 教育委員会や調査主体は調査に入る前に当該重大事態の対象となった児童生徒や保護者に調査に関する説明を実施します。

③④ 重大事態の事実関係を明確にするための調査等の実施

教育委員会は発生した重大事態について~~調査委員会に1週間以内に報告し、調査委員会は、速やかに調査組織に報告し、調査組織は報告された当該重大事態について調査することとします。~~

④⑤ 調査結果の報告及び提供

教育委員会は、調査委員会が行った調査結果を速やかに市長、市議会及び県教育委員会、市教育委員に報告します。また、調査結果を当該重大事態の対象となった児童生徒のや保護者や関係学校等に提供します。

⑤⑥ 重大事態の再発防止にかかる提言について

調査委員会は重大事態の調査結果等を踏まえて、再発防止についての提言等を行うことができることとします。

<重大事態への対処の流れ> 別紙「大野市いじめ重大事態対応フロー図」参照

【いじめが原因の重大事態①～③の場合】

	誰が	何を	誰に
1	小中学校	いじめの報告	教育委員会
2	教育委員会	通報及び協力要請	警察
3	教育委員会	重大事態発生への報告	市長、市議会、県教育委員会
4	教育委員会	重大事態事案調査依頼	調査委員会
5	調査委員会	重大事態事案調査実施	学校・教委・保護者・関係者
6	調査委員会	調査結果の報告	教育委員会
7	教育委員会	調査委員会調査結果の報告及び提供	市長、市議会、県教育委員会、対象保護者等

【いじめが原因の重大事態④⑤の場合】

	誰が	何を	誰に
1	小中学校	いじめの報告	教育委員会
2	教育委員会	重大事態発生への報告	市長、市議会、県教育委員会
3	教育委員会	重大事態事案調査依頼	調査委員会
4	調査委員会	重大事態事案調査実施	学校・教委・保護者・関係者
5	調査委員会	調査結果の報告	教育委員会
6	教育委員会	調査委員会調査結果の報告及び提供	市長、市議会、県教育委員会、対象保護者等

(3) 再調査

市長は、必要と認める場合は、附属機関や監査組織等を活用して再調査を行うことができることとします。再調査を実施した場合、市長はその結果を児童生徒の個人情報やプライバシーに配慮したうえで議会に報告します。

(4) 再調査の結果を踏まえた措置

市長及び教育委員会は、当該重大事態の再発防止のために必要な措置を講じます。

(5) 市民への公表

教育委員会と学校は、重大事態の内容や重大性、当該児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、公表の可否を判断します。公表すべきと判断したときは、当該児童生徒の保護者など関係者の同意を得て、個人情報保護やプライバシーの観点から公開する情報を精査し、発生した重大事態の内容及び調査した範囲内での事実関係を速やかに市民に公表します。

~~また、最終調査結果についても、当該児童生徒の保護者など関係者の同意を得て、市民に公表します。~~

5. 取組の評価及び検証

(1) 教育委員会活動状況等の報告及び公表

- ① 教育委員会は、毎年、いじめの防止等にかかる活動状況等を協議会に提出します。
- ② 協議会は、この活動状況等について評価及び検証を行い、是正の必要があるときは、その内容を教育委員会に勧告します。
- ③ 教育委員会は、活動状況等及び是正内容を、市長に報告します。
- ④ 市長は、報告された内容について必要があるときは、改善を求めることができることとします。
- ⑤ 教育委員会は、前項の規定による活動状況等及び是正内容を市民に公表します。

(2) 学校評価と教員評価

- ① 学校評価において、いじめ問題の対応を踏まえた評価を行います。この場合、

いじめの有無や多寡のみで評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの確実な実態把握や速やかな対応が促されるような具体的な取組状況や達成状況を評価します。

- ② 教員評価においては、いじめ問題に関する目標設定や対応状況を評価します。この場合、日頃から児童生徒をよく理解することにより、いかにいじめの未然防止や早期発見に努めることができたか、また、いじめが発生した場合に、問題を隠すことなく迅速かつ適切な対応ができたか等について評価を行います。

大野市いじめ事案発生時の組織的対応フロー図(案)

大野市教育委員会2025.3.〇版 (図中の◇は判断を伴うもの)

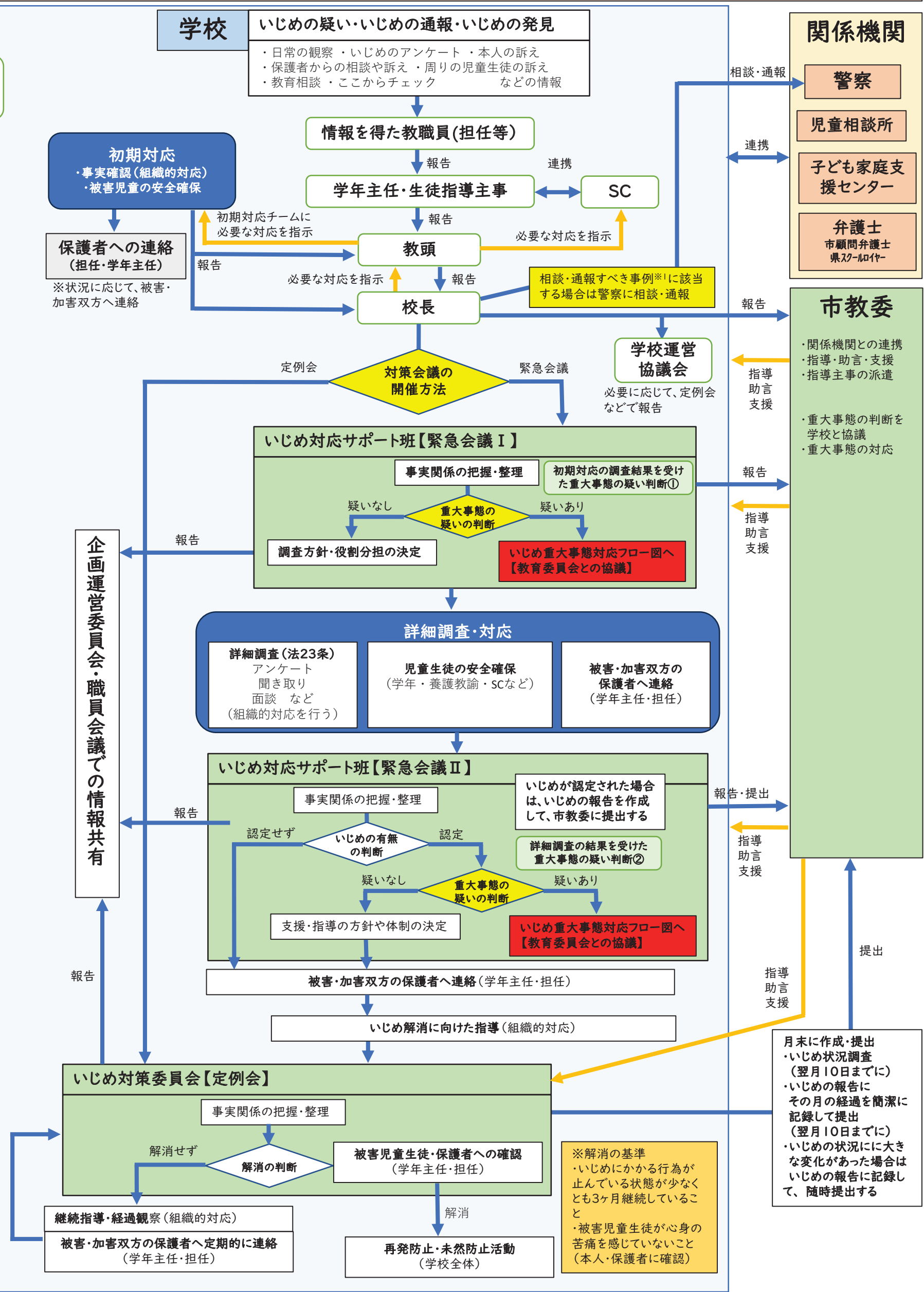
資料1-2

対応の
時間的な
目安

可及的速やかに(2〜3日以内)

概ね一週間以内

継続的な見守り



※1 相談・通報すべき事例 令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省を参照

大野市いじめ重大事態対応フロー図（案）

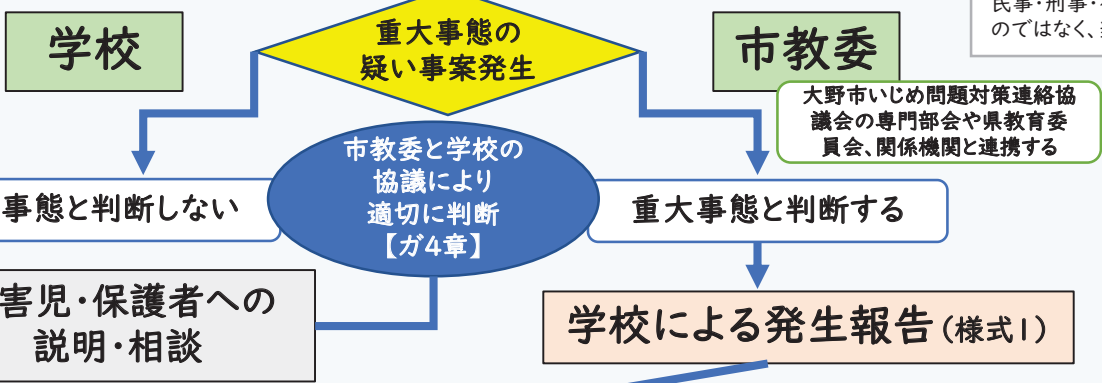
大野市教育委員会2025.3.〇版（図中の◇は判断を伴うもの）

「重大事態」の定義

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第1号】（以下「生命心身財産重大事態」という。）
いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【法第28条第1項第2号】（以下「不登校重大事態」という。）
※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。【方針p32】
重大事態調査の目的
民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。【ガ1章】

発生・判断

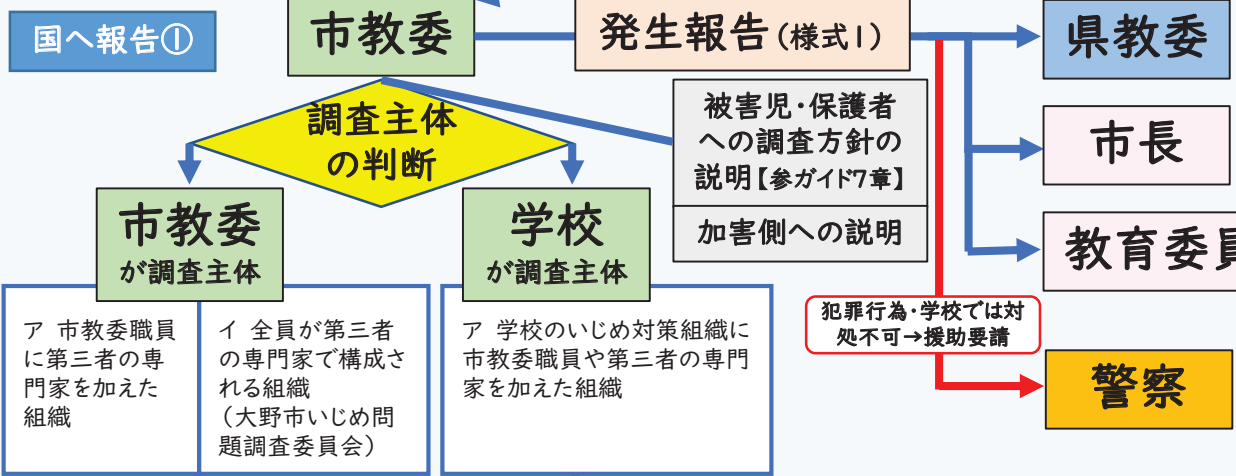
いじめ重大事態の疑いの情報共有・相談・初期調査
重大事態に発展させないための対応
必要に応じて市教委から支援・調査



被害児・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合【ガ3章】

上記の場合でも学校の設置者及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。被害児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならず、対象児童生徒の支援や関係児童生徒の指導・支援も行わなければならない。重大事態の調査は、被害児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを丁寧に説明する必要がある。

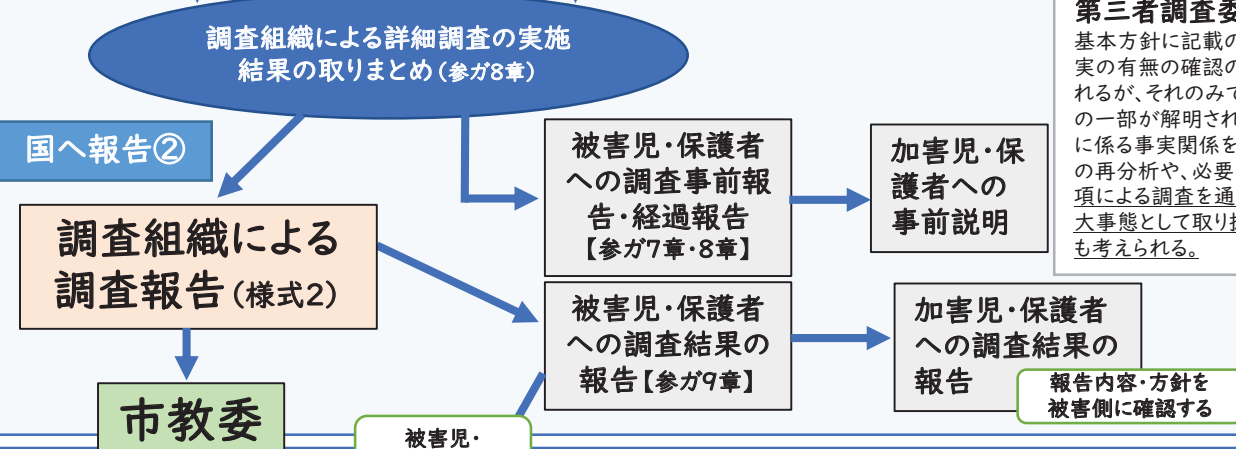
発生報告



調査の主体の判断【方針P33】

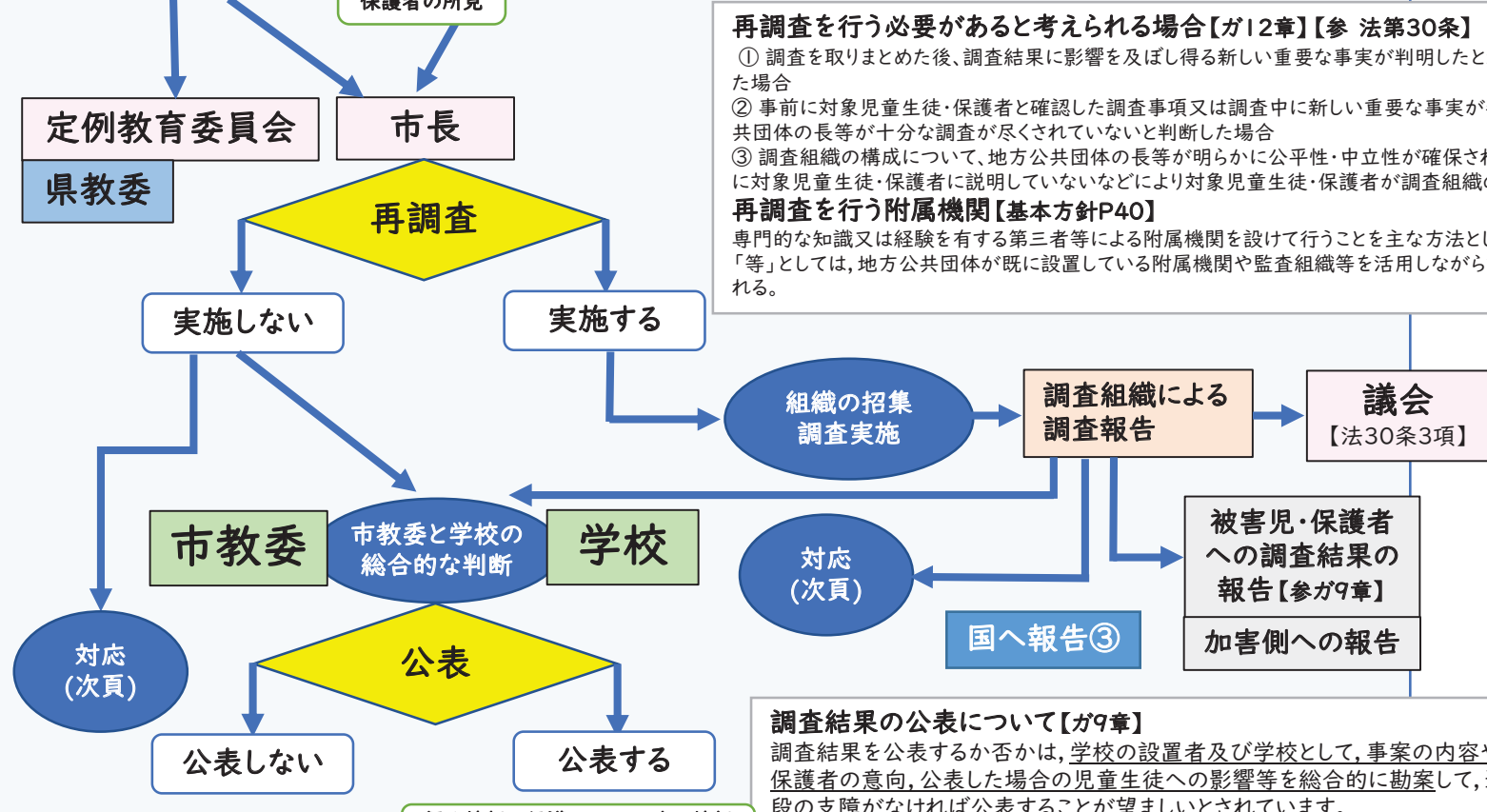
学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断する。調査の主体は学校が学校の設置者であり、特に次の場合は設置者自らが調査を行う。
・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合
調査の主体について【ガ6章】
生命心身財産重大事態・・・学校又は設置者
不登校重大事態・・・原則学校が主体
※次頁に調査主体判断の資料あり

詳細調査



第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合【ガ13】
基本方針に記載のとおり、法第23条第2項や法第24条に基づく調査によりいじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うことが求められる。ただし、法第23条第2項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行うものの、新たな調査を行わないことも考えられる。

詳細報告・再調査・公表



再調査を行う必要があると考えられる場合【ガ12章】【参 法第30条】

① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合
再調査を行う附属機関【基本方針P40】
専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたものであるが、「等」としては、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることなども考えられる。

調査結果の公表について【ガ9章】

調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましいとされています。公表に際しては、被害児童生徒・保護者に対し、公表の方針について説明し、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認することが求められます。

調査結果を踏まえた対応	被害児童生徒への支援 ・本人への心のケア、安心した学校生活に向けての支援 ・兄弟姉妹へのケア ・不登校となっている場合は、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家と連携し、学習・登校支援 ・本人・保護者の希望に応じて指定校変更、区域外就学の弾力的対応 ・事案によって加害児童生徒との間で の長期的な環境調整（進級・進学・転学の際の継続的配慮、適切な引き継ぎ） ・教育委員会からの継続的な指導・助言・支援	加害児童生徒への指導・支援 ・児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえた成長支援の観点からの指導支援 ・保護者と協力しながらの対応 ・必要な場合、児童生徒や保護者に対し、SCやSSWによる支援、こども家庭センター等による福祉に関する相談・支援 ・その他、外部機関と連携した指導・支援・アセスメント ・加害児童生徒の出席停止措置の検討を行う。	再発防止策の実施 ・教育委員会の指導主事と調査に関わった専門家が連携して、学校に調査報告書の内容を説明し、対応の改善について協議する。 調査報告書で提言された再発防止策は、教育委員会の責任のもと、第三者の視点も入れながら、取り組みの進捗管理や検証を行う。 ・人事異動等時間の経過とともに再発防止策等が軽んじられることのないように、学校及び教育委員会が継続して取り組む。 ・重大事態が発生した学校のみならず、その他の学校においても、当該事案を題材として事例研究を行う研修会を開催するなど、同様の事態の発生防止を行う。

※ フロー図中の説明や参考資料の出典について
【法第〇条〇項】……「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）
【方針P〇】……「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定）（平成29年3月文部科学省）
【ガ〇章】【ガp〇】…「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）

【学校の設置者主体の場合に考えられる調査組織】 【ガ6章】 ① 教育委員会等方式 ・教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。 ・公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。 ② 第三者委員会方式 ・全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。 ・公立学校の場合には、法第14条第3項に基づき教育委員会に設置される附属機関において実施することも考えられる。 ・なお、第三者委員会方式の場合には、事務局機能（例えば、調査委員会の会場確保や調査委員の日程調整、聴き取りを実施した場合の反訳作業等）を担う者が必要となるが、一般的には、学校の設置者の担当部局が担う。 【学校主体の場合に考えられる調査組織】 ※専門家及び第三者の考え方については、第2節（2）を参照 ① 学校いじめ対策組織方式 ・各学校に設置されている学校いじめ対策組織の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。 ・公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。 ② 第三者委員会方式 ・全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。 ・事務局機能は、学校内において重大事態と直接関係のない職員が担うことが考えられる。	【専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態】 【ガ6章】 ① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態 「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」では、詳細調査について、児童生徒の自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目的としており、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成される調査組織で調査を行うよう努めるものとしていることを踏まえ、公立学校における調査の主体は特段の事情がない限り、学校の設置者である教育委員会とし、背景調査の指針に基づいて対応することが必要である。 ② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しており、児童生徒の間で主張の食い違いがある場合など事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにしていくことが難しいと考えられる重大事態では、専門家を交えつつ、客観的な視点から事実認定を行うことができる体制構築が必要である。 ③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態 対象児童生徒の保護者等と学校との間で不信感が生まれてしまっている場合などには、公平性・中立性を確保する必要性が高く、第三者を複数名加えるなどにより、調査結果の信頼性を高めることが必要である。
---	---

(様式1) 重大事態発生報告

第 号
年 月 日

大野市教育委員会教育長 殿

大野市〇〇学校
校長 印

いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について(報告)

このことについて、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による重大事態の発生を認知したので、同法第30条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 いじめに係る被害児童・生徒について

- (1) 氏名及び性別
- (2) 生 年 月 日
- (3) 学年・学 級
- (4) 保護者氏 名
- (5) 学級担任氏名

2 いじめに係る加害児童・生徒について

	氏名(ふりがな)	性別	学年・学級	備考
1				
2				
3				
4				
5				

3 いじめに係る事態の内容

(1) いじめの態様

① 重大事態の分類・認定日

※重大事態の別(1号・2号・1号かつ2号)
重大事態の認定日

② いじめの態様

(2) いじめの行為の概要

問行調査のいじめの態様の区分を記載

冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

仲間はずれ、集団による無視をされる。

軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。

ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。

金品をたかられる。

金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。

その他

※不登校重大事態の場合には欠席日数も記載する

(3) いじめ発見のきっかけ

① 分類

② 発見のきっかけの概要

(4) いじめに係る行為が行われた期間 年 月 から 年 月 まで

問行調査のいじめ発見のきっかけの区分を記載

【学校の教職員等が発見】

学級担任が発見した。学級担任以外の教職員が発見した。養護教諭が発見した。スクールカウンセラー等の相談員が発見した。アンケート調査など学校の取組により発見した。

【学校の教職員以外からの乗法により発見】

本人からの訴え。当該児童生徒（本人）の保護者からの訴え。児童生徒（本人を除く。）からの情報。保護者（本人の保護者を除く。）からの情報。地域の住民からの情報。学校以外の関係機関（相談機関を含む。）からの情報。その他（匿名による投書など）。

4 事実経過及び学校の対応等

月日	事実経過	【調査・記述に関する留意事項】
		・事実関係の確認・整理に当たっては、いじめと考えられる行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員はどのように対応したか可能な限り網羅的に明らかにして記録する。 ・被害児童の訴えや関係児童からの聴取内容も記載する。それぞれ確認ができない場合もそのことを記載する。 ・個人的な背景（発達のな特徴、性格的特性や疾患等）及び家庭での状況（家庭環境、直近の家庭での出来事等）なども併せて調査することが望ましい。 ・調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめる

5 事実経過から認定しうる事実

事実経過を踏まえて、当該事案にかかるいじめの事実関係や対象児童生徒の重大な被害といじめの関係性について説明できることをまとめる。

6 学校における今後の対応

(1) 調査の内容及び方法について

ア 加害児童・生徒への聞き取り（例）

イ 関係児童・生徒への聞き取り（例）

ウ アンケートの実施（例）

エ 教職員の聞き取り（例）

オ ※調査方法があれば、追記する。

※この内容をもとに学校と教育委員会が連携して調査を行う。

(様式2) 調査組織による調査報告

第 号

年 月 日

大野市教育委員会教育長 様

大野市〇〇学校(または大野市いじめ問題調査委員会)

校長 印(または委員長)

いじめ重大事態調査結果について(報告)

このことについて、年 月 日付、第 号により報告したいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による重大事態に関する調査結果について、別添のとおり報告します。

いじめ重大事態調査結果

年 月 日
大野市〇〇学校

作成完了日と学校名を記載する

目 次

第1 調査の概要

- 1 事案の概要……………○
 - (1) いじめに係る被害児童・生徒……………○
 - (2) いじめに係る関係児童・生徒……………○
 - (3) 調査に至る経緯……………○
 - (4) 重大事態の認定……………○
- 2 調査方法等……………○
 - (1) 調査組織の構成員……………○
 - (2) 調査期間……………○
 - (3) 調査方法……………○
 - (4) 調査対象資料……………○

第2 調査結果について……………○

- 1 事実経過……………○
- 2 調査結果……………○
- 3 事実認定……………○

第3 本件が発生した背景・要因……………○

- 1 ……………○
- 2 ……………○
- 3 ……………○

第4 現在の状況について

- 1 被害児童・生徒の状況……………○
- 2 加害児童・生徒の状況……………○
- 3 学校の対応状況……………○
- 4 関係機関との連携の状況……………○

第5 見解等について

- 1 被害児童・生徒の保護者の見解……………○
- 2 加害児童・生徒の保護者の見解……………○
- 3 学校運営協議会の見解……………○

第6 再発防止のための取組について……………○

- 1 ……………○22 ……………○
- 3 ……………○

第7 校長の所見……………○

別紙資料等

- 1
- 2
- 3

第1 調査の概要

1 事案の概要

(1) いじめに係る被害児童・生徒

ア 氏名及び性別

イ 生 年 月 日

ウ 学 年 ・ 学 級

エ 保 護 者 氏 名

オ 学級担任氏名

関係児童・生徒の情報を記載する(学年、学級)。
いじめや重大事態と認定した事実とその旨を記載する。

(2) いじめに係る関係児童・生徒

	氏名(ふりがな)	性別	学年・学級	備考
1				以下、「生徒B」という。
2				以下、「生徒C」という。
3				

(3) 調査に至る経緯

これまでの事象について時系列で記載する。
5w1hで、しっかりと記載する。

(4) 重大事態の認定

ア 認定日 年 月 日

イ 認定した理由

重大事態と捉える場合は、認定日及びその理由を明記する。

2 調査方法等

(1) 調査組織の構成員

〇〇〇〇(校長)、〇〇〇〇(教頭)、……

(2) 調査期間 202 年 月 日から202 年 月 日 まで

(3) 調査方法

ア 加害児童・生徒への聞き取り(例)

イ 関係児童・生徒への聞き取り(例)

ウ アンケートの実施(例)

エ 教職員への聞き取り(例)

オ ※調査方法があれば、追記する。

(4) 調査対象資料

ア 手紙(例)

イ SNS(例)

ウ ※調査対象資料があれば、追記する。

第2 調査結果について

Ⅰ 事実経過

月日	事実経過

【調査・記述に関する留意事項】
・事実関係の確認・整理に当たっては、いじめと考えられる行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員はどのように対応したか可能な限り網羅的に明らかにして記録する。
・被害児童の訴えや関係児童からの聴取内容も記載する。それぞれ確認ができない場合もそのことを記載する。
・個人的な背景(発達のな特徴、性格の特性や疾患等)及び家庭での状況(家庭環境、直近の家庭での出来事等)なども併せて調査することが望ましい。
・調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかったもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめる

2 調査結果

(1) 「〇〇」という行為(例)

(2)

(3)

・項目ごとに①~③を記載する。
①<事象>を記載する。
例) 〇月〇日に(被害生徒)が(担任)に「〇〇」と訴えた。
②<聞き取り内容>を記載する。
〇月〇日、〇年〇組の教室で〇〇教諭が(生徒)から聞き取りをした。
…(聞き取った内容)
③<調査結果>を記載する。
例) 調査した結果、〇〇の事実が確認できた(できなかった)。

3 事実認定

・認定したいじめの行為を記載する。
(例) ・「〇〇」という行為については、関係生徒からの聴取及び他の生徒の証言から事実関係が明確であり、いじめと認定できる。
※「2 調査結果」の(1)から、調査結果が(5)までである場合は(5)まで事象ごとに書くこと。
・〇〇については、関係生徒は否定しており、目撃証言もなく、事実と認定する資料等も得られなかったため、本調査では明らかにできなかった。
・〇〇については、被害生徒からの事情聴取の折、本人より事実関係を否定する発言があったため、いじめの認定はできなかった。

第3 本件が発生した背景・要因

1

- ・「調査結果」と「事実認定」から、発生した背景・要因を整理して記載する。
- ・発生した背景・要因が複数ある場合は、分けて記載する。

2

3

第4 現在の状況について

1 被害児童・生徒の状況

2 加害児童・生徒の状況

3 学校の対応状況

4 教育委員会の対応状況

5 関係機関との連携の状況

6 対応についての考察

- ・報告書を作成している時点での被害側・加害側の状況を記載する。
- ・「学校の対応状況」「教育委員会の対応状況」については、今回のいじめ問題を受け、被害・加害の児童・生徒及び保護者への学校としての対応について法や学校いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照らして対応の検証を行い、記載する。
- ・「関係機関との連携の状況」については連携をしている場合、記載する。
- ・「対応についての考察」にうちは一連の対応を踏まえて、課題点や改善すべき点を記入する

第5 見解等について

1 被害児童・生徒の保護者の見解

2 加害児童・生徒の保護者の見解

3 学校運営協議会の見解

- ・今回のいじめ問題を受け、被害・加害の児童・生徒の保護者の見解を記載する。

第6 再発防止のための取組について

1 ○○○

(1)

(2)

(3)

2 ○○○○

- ・当該事案に係るいじめが解消していない場合には、当該事案のいじめ解消に向けた対処をまとめる。
- ・対象児童生徒の不登校が継続している場合に、当該児童生徒への支援方策等をまとめる。
- ・今回認定したいじめが再度起こらないようにするための学校や教育委員会としての取組について記載する。これまでの取組をどのように改善するのかを記載する。

- (1)
- (2)
- (3)

第7 校長(委員長)の所見

【対象児童生徒が自殺している場合(自殺が疑われる場合を含む)】

対象児童生徒が自殺している場合には、背景調査の指針を踏まえ、

- ① 自殺に至る過程や心理の検証(分析評価)
- ② 自殺の再発防止・自殺予防のための改善策

を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

【対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合】

対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合には、学びの継続に向けた具体的な支援方策の検討も調査目的に含まれていることから、調査内容及び対象児童生徒の状況を踏まえて、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、学習面・健康面等について今後の支援方策を検討することが必要であり、検討した今後の支援方策を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。